

大阪経済記者クラブ会員各位

大阪商工会議所貿易関係証明登録料の改定について

[お問合せ]大阪商工会議所 国際部(田中、笹本)
 TEL:06-6944-6411

この度、大阪商工会議所では2021年10月1日から、貿易関係証明の登録料を下記の通り改定いたします。

記

1. 改定日

2021年10月1日(金)

2. 登録料(下線部が変更箇所)

	会員	非会員
登録料 (2年に1度更新)	無料	<u>16,500円</u>
		(消費税込み)

証明手数料一覧表(変更なし)

		会員	非会員
証明手数料 (1件)	原産地証明	1,100円	3,300円
	インボイス証明	1,100円	3,300円
	サイン証明	1,100円	3,300円
	会員証明	1,100円	3,300円
	日本法人証明	1,100円	3,300円
プリペイドカード(1枚)		31,900円 (額面 33,000円)	
		(消費税込み)	

以上

<添付資料>

資料1：貿易関係証明とは

資料2：貿易関係証明の種類

資料3：大阪商工会議所の貿易関係証明について

資料4：貿易関係証明発給件数 (2020年度)

貿易関係証明とは

商工会議所法第9条第5・6号の規定、また、大阪商工会議所定款第7条第6号の規定に基づき、貿易事業者の円滑な貿易取引を支援するため、輸出品が最終的に当該国で製造されたこと（国籍）を証明する「一般原産地証明」をはじめとする貿易関係証明を発給している。

<主な目的・用途>

1. 輸入国の法律・規則に基づいて原産国の証明が求められる場合
2. 貿易取引の契約や銀行決済の際の要求として、原産地証明書の提出が求められる場合
※輸出の際、必ずしも原産地証明書の提出が求められるわけではありません。
個々の貿易取引に応じて、第三者（商工会議所）の証明が必要な場合に取得する。

貿易関係証明の種類

一般原産地証明

貿易取引される商品の国籍（日本産/外国産）を証明する

インボイス証明

各種船積関係書類が書類名義人によって正規に作成されたことを証明する

サイン証明

自署されたサインが有効登録された真正なものであることを証明する

会員証明／日本法人証明

会議所会員または商業登記された法人企業であることを証明する

大阪商工会議所の貿易関係証明について

- ・登録企業数（貿易関係証明の申請・発給が可能な企業数）
会員：2,209社 非会員：1,062社 合計3,271社
（2021年6月30日現在）
- ・主な輸出先
中国、中近東、アジア、欧州
- ・主な輸出産品
機械、化学製品、繊維製品、金属・金属製品

貿易関係証明発給件数（2020年度）

一般原産地証明（日本産）	： 58,180件	
一般原産地証明（外国産）	： 5,078件	
インボイス証明	： 8,355件	
サイン証明	： 9,028件	
会員証明／日本法人証明	： 63件	合計：80,704件

・発給件数

105,108件（2018年度）、94,874件（2019年度）、
80,704件（2020年度）